

特別賛助会員・賛助会員入会のご案内

一人ひとりが生き生きと暮らせる 福祉のまちづくりをめざして

茅ヶ崎市社会福祉協議会は、地域の社会福祉施設・地区社会福祉協議会・行政など関係機関と連携し、すべての人たちが住み慣れた地域で、その人らしく住み続けることができる地域社会をつくりまします。そのため、市民の参加を得て事業を推進します。

地域福祉を推進するために財政的支援をしていただける特別賛助会員・賛助会員を募集しています。



社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13 番 44 号 (農協ビル 2 階)

電話(85)9650

社会福祉協議会の事業は、ホームページでご覧になれます。

ホームページ <http://www.shakyo-chigasaki.or.jp/>

社会福祉協議会とは

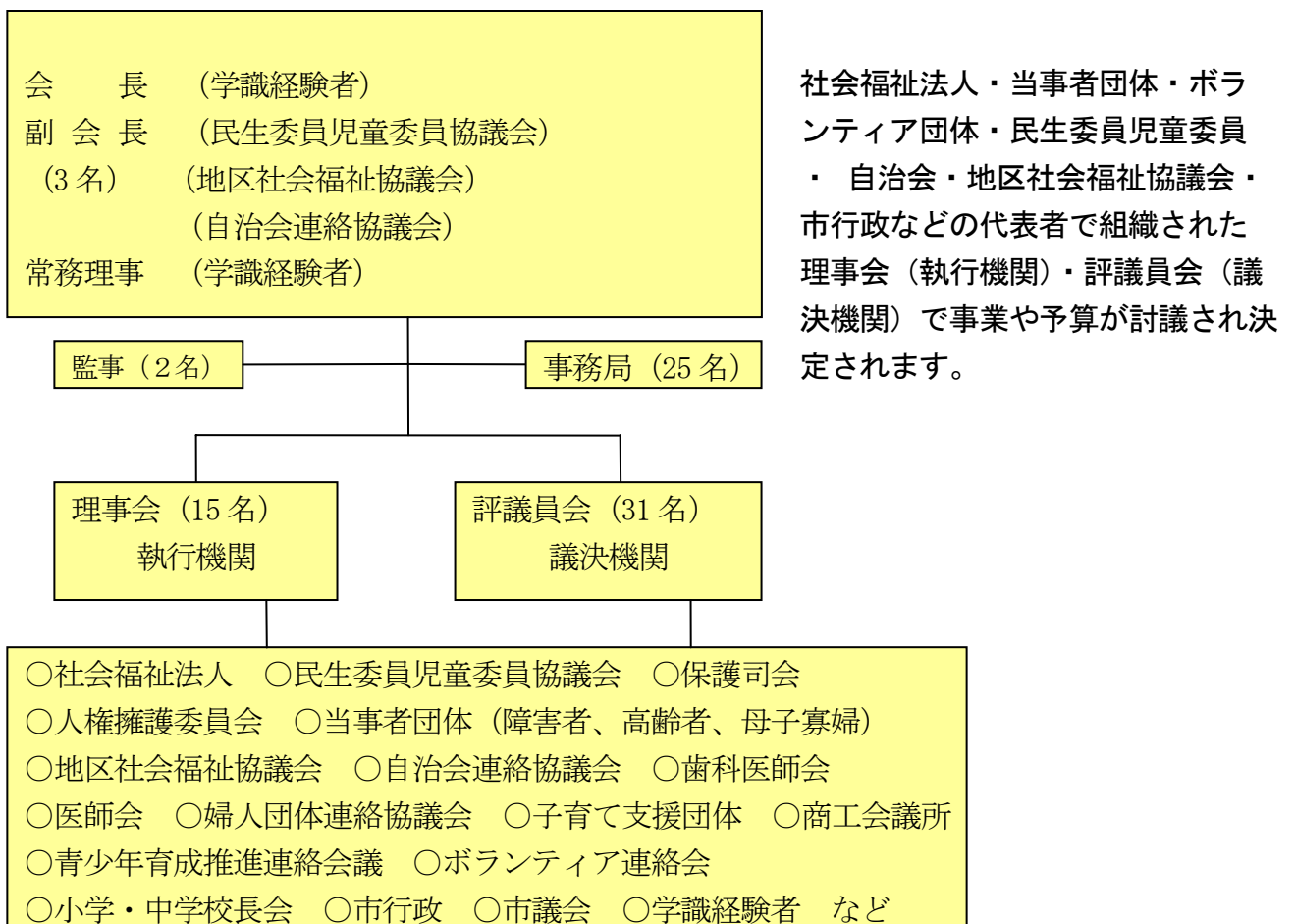
1 地域の福祉を推進する公共性のある民間の福祉団体です。

茅ヶ崎市社会福祉協議会は、『茅ヶ崎市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る（定款第1条）』ことを目的に設置された公共性のある民間の福祉団体です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「市町村社会福祉協議会は、(略)市町村の区域内において(略)地域福祉の推進を図ることを目的とする団体(略)」で市内に1ヶ所設置が認められている社会福祉法人です。

茅ヶ崎市社会福祉協議会は、会員の皆様からの会費、市民の皆様からの寄付金や赤い羽根共同募金の配分金、市からの補助金・委託費などが主な財源です。市民の皆さんが住みなれた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、市民参加や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティアの皆様のご支援をいただきながら事業を推進しています。

2 市内の様々な団体の参加を得て構成されています。



特別賛助会員・賛助会員にご入会ください

社会福祉協議会の地域福祉事業にご理解を頂き、財政的に社会福祉協議会を支えていただける方が特別賛助会員・賛助会員です。

社会福祉協議会の活動は、営利を目的としているものではなく、多くの財源は茅ヶ崎市からの補助金や委託費、赤い羽根共同募金の配分金、寄付金、そして会員の皆様からの会費でまかなわれております。皆様から頂いた会費は、本会が実施する社会福祉を目的とする事業の貴重な財源として、地域福祉推進のために役立たせていただきます。

入会方法について

入会申込書にご記入の上、ご返送ください。後日、会費納入依頼をさせていただきます。

会費について

特別賛助会員 1口 5,000円(何口でも結構です)

賛助会員 1口 2,000円(何口でも結構です)

(会費額は、年額です。)

会員規程 (抜粋)

(会員)

第5条 特別賛助会員及び賛助会員は、協議会の趣旨に賛同し自主的に加入する個人又は法人とする。

(会費)

第6条 会員は、会費を毎年度納入しなければならない。(略)

2 前項に基づいて納入しなければならない会費は、次のとおりとし、口数については、1口以上とする。

(略)

(2) 特別賛助会員 1口 5,000円

(3) 賛助会員 1口 2,000円

(退会)

第7条 会員は、次に掲げる場合は退会したものとする。

(1) 本人からの申し出があった場合

(略)

東日本大震災被災地への支援

茅ヶ崎市社会福祉協議会では、3月11日に発生した東日本大震災被災地への支援活動を行いました。

○街頭で義援金の募金活動を行いました。

○茅ヶ崎市と協働で災害救援ボランティア支援センターを立ち上げ、ボランティア活動を希望する方への情報提供を行いました。

○茅ヶ崎市と協働で被災地への救援物資の受付を行いました。

○被災地の要請に基づき職員の派遣を行いました。

平成23年度はこんな事業に取り組みます。

第4次地域福祉活動計画(平成23年度～平成26年度)の推進

一人ひとりが生き生きと暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

困いごとを見過ごさない相談支援体制づくりの推進

一人ひとりの困りごとを見過ごさないために、相談支援のネットワークを推進します。

住民主体のまちづくりを応援

地区社会福祉協議会を中心とした地区福祉活動の推進を図ります。

○ミニデイサービスや子育てサロン事業への支援を行います。

地区社会福祉協議会で行っている高齢者や障害のある人等が参加して交流できる場(ミニデイサービス)や子育て中の親の仲間作りなどの場(子育てサロン)を支援します。

ボランティア活動を応援

共に育ち、支えあうためボランティアの育成と活動の推進をはかります。

○ボランティアセンターを中心としたボランティア活動の推進を図ります。

ボランティア大学等各種講座を開催し、ボランティアの発掘や活動の理解を促進します。

○ボランティアグループへの活動費の助成を行います。

あなたらしい暮らしを応援

在宅で生活できるように様々なサービスを提供します。

○障害者生活支援センター・あんしんセンターの推進を図ります。

○障害者へのホームヘルプサービスを行います。

○障害者団体や高齢者団体などの当事者団体へ活動費の助成を行います。

○宅配給食サービスを利用した見守り活動の推進を図ります。

皆が理解し合い支えるまちづくりを応援

体験学習やイベントをとおして啓発活動を推進します。

○学校や地域での福祉体験学習を推進します。

車椅子やアイマスク・手話・高齢者疑似体験などをとおして福祉の啓発を行います。



特別賛助会員・賛助会員入会申込書

(あて先) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会会長

次のとおり、入会を申し込みます。

平成 年 月 日

会費	<input type="checkbox"/> 特別賛助会員 金 円 <input type="checkbox"/> 賛助会員
ふりがな	
法人名 氏名	印
住所	〒
電話番号	
法人の場合は 担当課名又は 代表者名	
法人名・氏名のホ ームページ公開	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

※ 会費は、次のとおりです (何口でも結構です)。

特別賛助会員 1口年額5,000円

賛助会員 1口年額2,000円

※ ホームページでの公開は、会員種別 (特別賛助会員・賛助会員)・法人名・氏名のみの公開となります。会費額・住所は公開しません。

会長	常務理事	局長	次長	担当

平成 年 月 日入会

.....